



一般社団法人
日本化学工業協会



レスポンシブル・ケア®

GHS 対応ガイドライン

ラベル及び表示・安全データシート作成指針

2026年2月

一般社団法人 日本化学工業協会

一般財団法人 日本規格協会 発行

GHS 対応ガイドライン

ラベル及び表示・安全データシート作成指針

編集 一般社団法人 日本化学工業協会

はじめに

化学製品は、国民生活の福祉と便益にとって必要不可欠な素材であるが、種類や取扱量が多だけでなく使用形態もさまざまであることから、予期せぬ環境汚染の事態を生じたり、誤って使用したために災害を起こしたり、健康障害を起こしたりする可能性がある。そのため、化学製品の供給事業者は、こうした可能性を常に考慮して、環境・安全・健康面の影響に関する調査研究に努め、安全な使用と取扱いを確保するため参考となる情報を関係者に周知させることが要請されている。

一般社団法人 日本化学工業協会は、この要請に応えるとともに、国際的な環境問題、化学物質安全問題の高まり等の状況に鑑みて、1992年8月に本ガイドラインの前身となる「製品安全データシートの作成指針」を策定した。その後、2003年のGHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、化学品の分類と表示に関する世界調和システム)の採択、関係規格(日本産業規格(JIS : Japanese Industrial Standards)等)の制定・改正、関係法令の制定・改正などを背景に複数回の改訂を行ってきた。今回のガイドラインの改訂では、2021年に公表された国連GHS文書改訂9版を採用し改正されたJIS Z 7253:2025に対応するとともに、背景情報の整理及びアップデート、SDS項目14(輸送上の注意)に関連して化学品の輸送に関して最低限理解しておいて欲しい事項の追加、2025年5月の安衛法改正の対応等を行っている。

SDS及びラベル表示制度は、関係法令の遵守だけを目的としているものではなく、情報提供に係る指針の遂行及び自主的な取組みによって、適正な化学物質管理を推進するものでなければならない。化学製品の供給事業者がSDSやラベルを作成する際だけでなく、化学物質管理の関係者に広く活用されることを期待する。

2026年2月

一般社団法人 日本化学工業協会

編集委員名簿（五十音順）

GHS 対応ガイドライン-2026

安達 順之	一般社団法人 日本塗料工業会
安倍 哲也	一般社団法人 日本化学工業協会
市川 覚士	一般社団法人 日本化学工業協会
岩井 宏之	ダイキン工業株式会社
植垣 隆浩	株式会社三菱ケミカルリサーチ
長部 雅己	三井化学株式会社
小松 あずさ	三菱ケミカル株式会社
佐藤 日出夫	住友化学株式会社 (2026年1月から日本ケミカルデータベース株式会社)
鈴木 亨	日本ケミカルデータベース株式会社
刀祢 英	株式会社三菱ケミカルリサーチ
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会
船井 睦	株式会社レゾナック
松本 明	DIC 株式会社

目 次

第一部 背景情報

第 1 章	GHS 対応ガイドラインを取り巻く状況	1
1.1	GHS とは	1
1.2	GHS に関連する JIS	2
1.3	GHS の実施と法的扱い.....	5
1.4	GHS 分類ガイダンス.....	10
1.5	GHS 対応ガイドライン.....	10
1.6	GHS と JIS と関係文書の位置付け.....	12
1.7	本ガイドラインの構成	13
1.8	全体作業手順.....	13
第 2 章	GHS 分類、SDS 作成に必要な情報の収集、整理	14
2.1	SDS の制度・作成に関する参考資料	14
2.2	SDS の作成全般用参考資料.....	14
2.3	SDS の 16 項目別の参考資料	18
2.4	その他参考となる資料.....	25
第 3 章	用語集	28

第二部 ラベル及び表示作成指針

第 1 章	基本的事項	39
1.1	作成方針	39
1.2	適用範囲	39
1.3	日本化学工業協会の PL 対策ガイドライン	39
第 2 章	JIS ラベルの作成要領	40
2.1	ラベルに記載が必要な事項	40
2.2	JIS ラベルの構成例.....	41
2.3	絵表示	42
2.4	注意喚起語	44
2.5	危険有害性情報	44
2.6	注意書き	45
2.7	化学品の名称.....	46
2.8	供給者を特定する情報	46

2.9	補足情報	46
第3章	国内法規によるラベル表示	47
3.1	化学物質排出把握管理促進法	47
3.2	労働安全衛生法	47
3.3	毒物及び劇物取締法	49
3.4	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	50
3.5	消防法	52
3.6	高圧ガス保安法	54
3.7	火薬類取締法	54
3.8	船舶安全法	55
3.9	航空法	55
3.10	海洋汚染防止法	56
第4章	自主基準によるラベル表示	57
4.1	危険回避の絵表示	57
4.2	容器イエローカード	57
第5章	ラベル及びラベル要素の仕様	58
5.1	ラベル要素の色、形、大きさ	58
5.2	ラベルの仕様	58
5.3	ラベルの印刷、貼付	59
第6章	ラベル作成要領	61
6.1	表示する情報の収集・整理	61
6.2	JISによるラベル内容の決定	61
6.3	法令上必要な表示及び自主表示の確認	65
6.4	ラベルのデザイン	66
6.5	SDSとの関係	67
第7章	作業場表示	68
7.1	一般	68
7.2	作業場の容器への表示	68
7.3	作業場内の表示の代替手段	68

第三部 安全データシート作成指針

第1章	基本的事項	69
1.1	基本的事項	69
1.2	適用範囲	69
1.3	法的取扱い	71

1.4	SDS の基本構成	71
1.5	GHS 対応ガイドライン-2023 からの変更の内容	72
1.6	営業秘密上の取扱い	79
第 2 章	SDS 作成手順	80
2.1	SDS の全体作成手順	80
2.2	作業手順ごとの注意事項（ポイント）	80
第 3 章	SDS の記載要領	86
3.1	全般的事項	86
3.2	表題、ページ等の扱い	87
3.3	各項目の記載要領	87
3.4	営業秘密上の取扱い	147

添付資料

1. SDS 作成事例	155
1) エピクロロヒドリン	156
2) ステアリルトリメチルアンモニウムクロライド液	167
3) ウレタン樹脂塗料 ホワイト主剤	173
4) ゴム系溶剤形接着剤	184
5) 香料	190
6) ポリマーA	195
7) HFS-32	203
2. ラベル作成事例	213
1) 混合物のラベル	214
2) スペースが小さい場合	215
3) 輸送関係法規との対応を配慮したラベル	217